

横浜市国民健康保険運営協議会

日時 令和元年12月2日(月) 午後2時から

場所 関内新井ビル11階 A会議室

次 第

開 会

健康福祉局長あいさつ

委員紹介

定足数確認報告

議 事

- 1 会長及び会長職務代行者の選任について
- 2 平成30年度横浜市国民健康保険事業費会計決算について
- 3 第2期横浜市国民健康保険データヘルス計画の進捗状況について（報告）
- 4 その他の報告事項について

閉 会



横浜市国民健康保険運営協議会 議事録要旨

日 時	平成 31 年 3 月 26 日（火）午後 2 時～午後 4 時
開催場所	関内新井ビル 11 階 A 会議室
出席者	委員 19 名（傍聴者 0 名）

議事 1 平成 31 年度横浜市国民健康保険事業費会計予算について	
事務局	（資料に基づき説明） 予算額、被保険者数、1 人当たり保険料等について説明。
山本委員	歳出で増加している総務費に「職員人件費」とあるが、保険証一斉更新のために職員の雇用が増えたり減ったりするということか。
事務局	職員の増減は基本的にない。保険証一斉更新が 2 年に 1 度あるため、事務的経費の増減が隔年で繰り返される。人件費については情勢によって上げるときは反映される。
齋藤委員	平成 30 年度決算がまだ出ていない中、平成 31 年度の予算編成においては、県単位化の影響をどのような形で見込んでいるのか。
事務局	保険料負担緩和市費は平成 30 年度と 1 人あたり同額を繰り入れる予定。今後、決算の状況を見て、保険料負担緩和のあり方等を検討していく。
議事 2 国民健康保険制度改正の予定について	
事務局	（資料に基づき説明） 保険料賦課限度額の引き上げについて説明。 低所得者の保険料負担軽減の拡大について説明。 軽減特例、旧被扶養者減免の一部見直しについて説明。
齊藤委員	旧被扶養者減免の一部見直しに関して、資格取得日の属する月以後 2 年を経過すると減免がなくなり、保険料が上がるということか。
事務局	その通り。現行の経過措置を法令どおりとしたのが今回の改正。
石井委員	夫が 75 歳になり、妻は 75 歳未満で収入がある場合には、妻の収入に応じて国民健康保険料が決まるのか。
事務局	今まで社会保険の被扶養者だった場合は旧被扶養者減免の対象となるため、所得割はかからず、均等割は 2 年間半額になる。もともと夫婦が国民健康保険に加入していた場合は、旧被扶養者減免の対象ではないため、妻の収入に応じて保険料が決まる。
議事 3 横浜市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス）及び特定健康診査等実施計画について	
事務局	（資料に基づき説明） 平成 30 年度の取組実績、平成 31 年度の主な取組予定について説明。
田沼委員	横浜市の受診率は下位だが、全国 1 位の自治体規模であり全国と単純比較はできない。受診率向上には広報の工夫や関係各機関の協力が必要。また、国の枠組みの中でデータヘルス計画を推進するよう言われているが、被保険者にとって本当に必要なことを丁寧に議論してほしい。
山田委員	特定健診があまりうまくいっていない理由をどう捉えているか。特定健診項目が足りないのでは。受診率は何を母数としているか。また、未受診者の特定はできるか。

事務局	特定健診の受診については、基本健康診査の時代からの状況が引き継がれていたり、市町村の規模によって集団的なやり方ができるか否かなどの要因がある。特定健診項目は国が定めている。受診率の母数は受診対象者数の合計値。未受診者のデータ計測は一つの課題だが、未受診者対策として、対象者の特性に応じて受診勧奨の通知を送り分けることを考えている。
齋藤委員	人間ドックの中の特定健診項目部分を特定健診として請求してもらうよう徹底してはどうか。特定健診を誕生日に合わせて受診できるよう、早期受診キャンペーンの期間を拡大してほしい。国保健康だよりに大腸がん検診無料の記事がないのはなぜか。
事務局	今後、人間ドックの特定健診としての請求や、その他受診率に反映できることについて情報を集めていく必要がある。キャンペーンの対象期間は実施機関アンケート結果を踏まえて決定した。国保健康だよりは校正期限が予算議決より前だったため、大腸がん検診無料化について記載できなかったが、来年度は掲載を検討する。
大久保委員	キャンペーンのインセンティブをつけるやり方に個人的には課題を感じる。医療機関の受け皿が足りないという現状の課題や分析データを示してほしい。インセンティブについて検討した向上委員会にはかかりつけ医と健診医療機関の両方が参加したのか。
事務局	委員会には、健診医療機関と医師会の各代表が参加した。
齋藤委員	以前地域でおこなっていた住民健診には若い世代や母親も多く来ていた。医療機関での健診は気軽に受診できない人が多いため見直してはどうか。
山本委員	特定健診の本当の対象者は健康管理をしていない人。人間ドッグ受診等している人は母集団から外しては。早期受診キャンペーンの賞品は協賛か。
事務局	賞品は民間からの協賛をできるだけ多く、足りない部分は保険者努力支援制度で国から補助金を得られるであろう部分を当て込んでいる。
高橋委員	特定健診対象外の若い世代へはどのように健診の重要性を伝えるか。
事務局	全世帯に送付している「国保健康だより」「国保だより」で生活習慣・健康づくりの啓発をおこなっている。広報はこれからの課題である。
田高委員	特定健診未受診者対策事業の内容について詳しく伺いたい。対象者数 25万人の計算方法は。
事務局	他都市を参考に、対象者を分類して、過去の受診歴や医療機関のデータ等からその人に合った通知で勧奨を行う。対象者数は未受診者約 40 万人のうち、継続的に受診を期待できる比較的若い年齢層に絞って積算した。
田高委員	事業の成果が上がるよう優先順位をつけ、効率的に分母を組むことで、結果として全体の受診率向上につながると期待している。
事務局	医療費への影響が大きい糖尿病対策など、特定健診受診率向上以外の取組についても引き続き推進していく。
山本委員	特定保健指導のシステムについて確認したい。医療機関で特定健診の結果を伝える際にそのまま保健指導を実施してはどうか。
事務局	特定健診のデータを階層化して動機付け・積極的支援に該当する方に対して利用券を郵送している。26 の実施機関から選べるが、そのうち 10 数機関が結果・指導の同時実施を行っている。
西村会長	本日有益なご指摘が多くあったように、受診率の数字だけではなく、中身を分析し運用上工夫することを課題として進めていってほしい。
議事 4	その他の報告事項について
事務局	前回の資料の訂正 次回の運営協議会の開催日程は調整のうえ改めてご連絡差し上げる。

議事 1 会長及び会長職務代行者の選任について

	新	旧
会長		西村 淳 委員 (公益代表)
会長職務代行者		中村 香織 委員 (公益代表)

《参考》

国民健康保険法施行令（抜粋）

国民健康保険法施行令をここに公布する。

国民健康保険法施行令

第3条 法第十一条第一項に定める協議会は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者を代表する委員をもつて組織する。

2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の二分の一以上当該数以内の数とする。

3 法第十一条第二項に定める協議会は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

5 都道府県協議会及び市町村協議会の委員の定数は、条例で定める。

(委員の任期)

第4条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

附 則

(協議会を組織する委員の特例)

第一条の二 協議会は、第三条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する委員に法附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる

横浜市国民健康保険運営協議会規則

制定 昭和36年4月15日規則第26号

最近改正 令和元年5月15日規則第2号

横浜市国民健康保険運営協議会規則をここに公布する。

横浜市国民健康保険運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市国民健康保険条例（昭和35年12月横浜市条例第35号。

以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、横浜市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、国民健康保険の実施に関する重要事項を審議し、あわせて市長の諮問に応ずるものとする。

(委嘱)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、市長が委嘱する。

(会長の職務)

第4条 協議会に会長（以下「会長」という。）は、会務を総理し、協議会を代表する。

(招集)

第5条 協議会は、会長が収集する。ただし、委員の3分の1以上の者から協議会の招集の請求があったときは、会長は協議会を収集しなければならない。

2 会長は、協議会の日日の3日前までに、会議の期日、場所及び審議事項を委員に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合はこの限りでない。

(議事)

第6条 協議会は、委員の定数の半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(小委員会)

第7条 協議会に、苦情処理その他国民健康保険事業の実施に必要と認められる事項について審議するため、小委員会を置くことができる。

第8条 会長は、審議した結果及び会議の概要についての報告書を市長に提出しなければならない。

(幹事及び書記)

第9条 協議会に幹事及び書記若干人を置く。

2 幹事及び書記は、本市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて、会務を整理し、協議会の所掌事務について委員を補助する。

4 書記は、上司の命を受けて庶務に従事する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、協議会が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年3月規則第21号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（令和元年5月規則第2号）

この規則は、令和元年9月1日から施行する。

議事 2 平成30年度横浜市国民健康保険事業費会計決算について

1 平成30年度国民健康保険事業費会計の収支について

(1) 平成30年度収支

平成30年度の累積収支は約42億円の黒字となり、基金残高約46億円を含めた実質的な累積収支は、約88億円の黒字となりました。

なお、単年度収支では約89億円の赤字となりましたが、この赤字には国費返還金約50億円（※1）と基金積立金約46億円（※2）が含まれるため、その他の部分では実質上で約7億円の黒字となっています。

※1…都道府県単位化により、今後の返還はなし。

※2…累積黒字額の一部を初めて積み立て。

【主な内訳】

歳入では、保険給付費の減等に伴う県支出金の減（△約93億円）等により、繰越金を含む決算額は約3,432億円（B）となりました。

歳出では、被保険者数の減等に伴う保険給付費の減（△約84億円）等により、決算額は約3,389億円（C）となりました。

平成30年度国保会計決算		累積収支	4,240,832 千円	(B-C)
		単年度収支	△ 8,910,053 千円	(A-C)
(歳入)		(単位: 千円)		
科目	現計予算	決算	差引	
保険料	76,653,023	76,809,450	156,427	
県支出金	230,376,568	221,048,461	△ 9,328,107	
市費繰入金	31,186,602	31,186,602	0	
その他	989,136	969,781	△ 19,355	
繰越金	6,563,023	13,150,885	6,587,862	
合計 (繰越金除く)	339,205,329	(A) 330,014,294	△ 9,191,035	
合計 (繰越金含む)	345,768,352	(B) 343,165,179	△ 2,603,173	
(歳出)		(単位: 千円)		
科目	現計予算	決算	差引	
保険給付費	227,154,410	218,772,881	△ 8,381,529	
特定健診・保健事業	2,052,774	1,496,486	△ 556,288	
基金積立金	4,581,885	4,579,928	△ 1,957	
その他	111,979,283	114,075,052	2,095,769	
合計	345,768,352	(C) 338,924,347	△ 6,844,005	

平成30年度基金残高		累積収支+基金	8,820,760 千円	(B-C+D)
		(単位: 千円)		
	29年度末残高	30年度末残高	差引	
国民健康保険財政調整基金	-	(D) 4,579,928	4,579,928	

※国保会計の財政の均衡を図るとともに後年度に備えるため、平成30年度より設置。

(2) 過去10年の本市国保会計の決算

国保会計収支状況（平成21年度～）

平成24年度までの累積収支は赤字でしたが、平成25年度以降は累積黒字が続いています。

（単位：億円）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
歳入	2,966	3,062	3,348	3,446	3,551	3,489	3,935	3,854	3,760	3,300
歳出	3,002	3,088	3,236	3,357	3,433	3,443	3,978	3,871	3,729	3,389
単年度収支	△ 36	△ 26	112	89	118	46	△ 43	△ 17	31	△ 89
累積収支	△ 178	△ 204	△ 92	△ 3	115	161	118	101	132	42

累積収支（基金含む）

（単位：億円）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
積立	-	-	-	-	-	-	-	-	-	46
取崩	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
基金残高	-	-	-	-	-	-	-	-	-	46
累積＋基金	△ 178	△ 204	△ 92	△ 3	115	161	118	101	132	88

※平成30年度に国民健康保険財政調整基金を設置したため、累積収支と基金残高の合計金額を記載。

(3) 累積黒字額の充当について

平成30年度の累積黒字額（約42億円）については、令和元年度歳入（繰越金）へ充当済です。

(4) 平成30年度保険料の収納状況

平成30年度は、各区での滞納整理において現年度分優先の取組強化の結果、現年度分収納率が前年度比0.24ポイント増、滞納繰越分収納率については前年度比4.65ポイント増となり、現滞総合収納率が前年度比3.11ポイント増となったことから、国民健康保険料未収金総額は68.1億円となり、13.9億円を圧縮しました。

	平成30年度			平成29年度	増▲減
	調定額	収納額	収納率	収納率	
現年度分	780.8億円	744.2億円	95.31%	95.07%	+0.24P
滞納繰越分	79.1億円	23.9億円	30.23%	25.58%	+4.65P
現滞総合	859.9億円	768.1億円	89.32%	86.21%	+3.11P
未収金総額	68.1億円			82.0億円	▲13.9億円

(5) 今後の取組

平成30年度から都道府県単位での国保運営が開始されましたが、高齢化等に伴う1人当たり医療費の増加は今後も変わらず、国保の抱える構造的問題は依然として解消されていません。

そのため、引き続き歳入歳出両面での取組みを進め、会計の安定運営に努めていきます。

ア 医療費適正化の推進

- (ア) データヘルス計画および特定健診等実施計画に基づく保健事業の推進
- (イ) 特定健診、特定保健指導の充実（健診自己負担額無料化、早期受診キャンペーン事業の実施、対象者の特性に合わせた受診勧奨通知の発送、イベント型集団特定保健指導の実施等）
- (ウ) ジェネリック医薬品個別差額通知の実施
- (エ) 電話納付案内等による給付費の不当利得返還請求事務の推進
- (オ) コンピュータ自動点検システムを活用したレセプト2次点検業務委託の実施
- (カ) 重複・頻回受診対策（被保険者への指導等）
- (キ) 第三者行為の加害者請求事務の促進

イ 保険料収納対策の推進

- (ア) ペイジー口座振替受付サービスを活用した口座振替率の向上による滞納発生の未然防止
- (イ) 新規未納世帯への早期未納対策と滞納者の状況に応じた的確な滞納整理
- (ウ) 専門人材の育成など滞納整理のための効果的・効率的なしくみ作り
- (エ) 搜索や公売等に向けた支援・指導など、局による区への支援体制の強化
- (オ) 滞納整理事務嘱託員、納付相談窓口など区保険年金課の執行体制継続
- (カ) 民間事業者を活用した新規未納者への電話納付案内

ウ その他

- (ア) 保険者努力支援制度の交付金獲得に向けた取組み強化
- (イ) 国民健康保険財政調整基金の活用による事業費会計の安定・強化

平成30年度国民健康保険事業費会計決算

歳入

(単位：千円)

	当初予算	予算現額 A	決算額 B	差引(B-A)	(単位：千円)
1 保険料	76,653,023	76,653,023	76,809,450	156,427	
① 医療分一般分	53,253,966	53,253,966	53,993,436	739,470	1人あたり保険料
② 介護分一般分	6,902,230	6,902,230	6,230,327	△ 671,903	医療分 75,779 円 (71,344 円) 介護分 26,822 円 (27,142 円) 支援分 22,922 円 (21,866 円)
③ 後期高齢者支援分一般分	16,070,284	16,070,284	16,345,808	275,524	保険料収納率
④ 医療分退職分	219,243	219,243	151,887	△ 67,356	現年度収納率 95.31% (95.07%)
⑤ 介護分退職分	108,669	108,669	41,938	△ 66,731	滞納繰越収納率 30.23% (25.58%)
⑥ 後期高齢者支援分退職分	98,631	98,631	46,054	△ 52,577	
2 一部負担金	8	8	0	△ 8	
3 国庫支出金	3,163	3,163	5,187	2,024	・災害臨時特例補助金
4 療養給付費交付金	148,642	148,642	0	△ 148,642	・退職被保険者等の医療費に係る支払基金からの交付金
5 県支出金	230,376,568	230,376,568	221,048,461	△ 9,328,107	・普通交付金 ・特別交付金
6 財産収入	2,290	2,290	334	△ 1,956	
7 一般会計繰入金	31,177,489	31,186,602	31,186,602	0	・保険料負担の緩和に対する繰入 ・法定軽減世帯に対する繰入 ・事務費に対する繰入 等
8 繰越金	6,563,023	6,563,023	13,150,885	6,587,862	前年度からの繰越金
9 諸収入	835,033	835,033	964,260	129,227	貸付金、雑収入
歳入合計	345,759,239	345,768,352	343,165,179	△ 2,603,173	

※ ()は平成29年度決算値

【収入差引】(単位：円)				
(歳入)		(歳出)		(差引)
343,165,178,589	—	338,924,347,263	=	4,240,831,326

歳 出

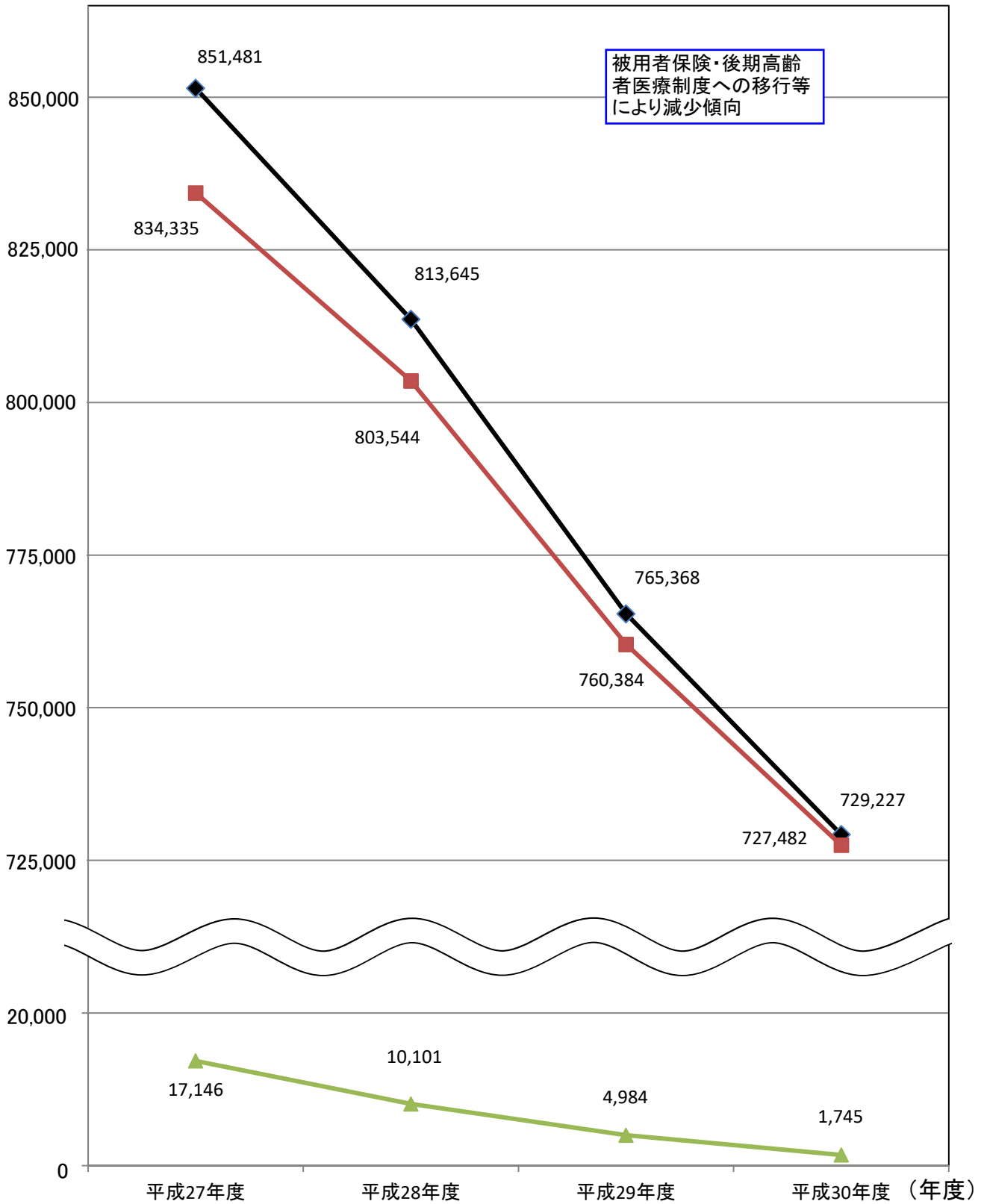
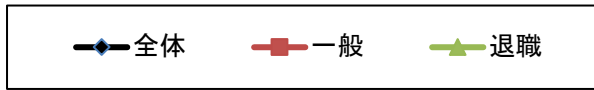
(単位：千円)

	当初予算	予算現額 A	決算額 B	差引(B-A)	説 明
1 保険給付費	335,900,901	335,900,901	329,648,157	△ 6,252,744	
① 給付費	225,379,227	222,661,114	217,997,322	△ 4,663,792	・被保険者数(一般) 727,482 人 (760,384人)
② 退職被保険者等 給付費	1,775,183	1,775,183	775,560	△ 999,623	・被保険者数(退職者等) 1,745人 (4,984人)
③ 特定健康診査・ 保健指導事業費	1,902,697	1,902,697	1,365,025	△ 537,672	40歳以上75歳未満の被保険者を 対象にした特定健康診査と保健 指導の実施
④ 保健事業費	150,077	150,077	131,460	△ 18,617	
⑤ 審査費	674,295	674,295	641,255	△ 33,040	レセプト審査支払手数料等
⑥ 国民健康保険事業 費納付金	106,019,422	108,737,535	108,737,535	0	
2 国民健康保険 財政調整基金積立金	4,581,885	4,581,885	4,579,928	△ 1,957	
3 総務費	5,266,453	5,275,566	4,696,262	△ 579,304	事務費等
4 予備費	10,000	10,000	0	△ 10,000	
5 前年度繰上充用金	0	0	0	0	前年度歳入不足に対する 繰上充用金
歳 出 合 計	345,759,239	345,768,352	338,924,347	△ 6,844,005	

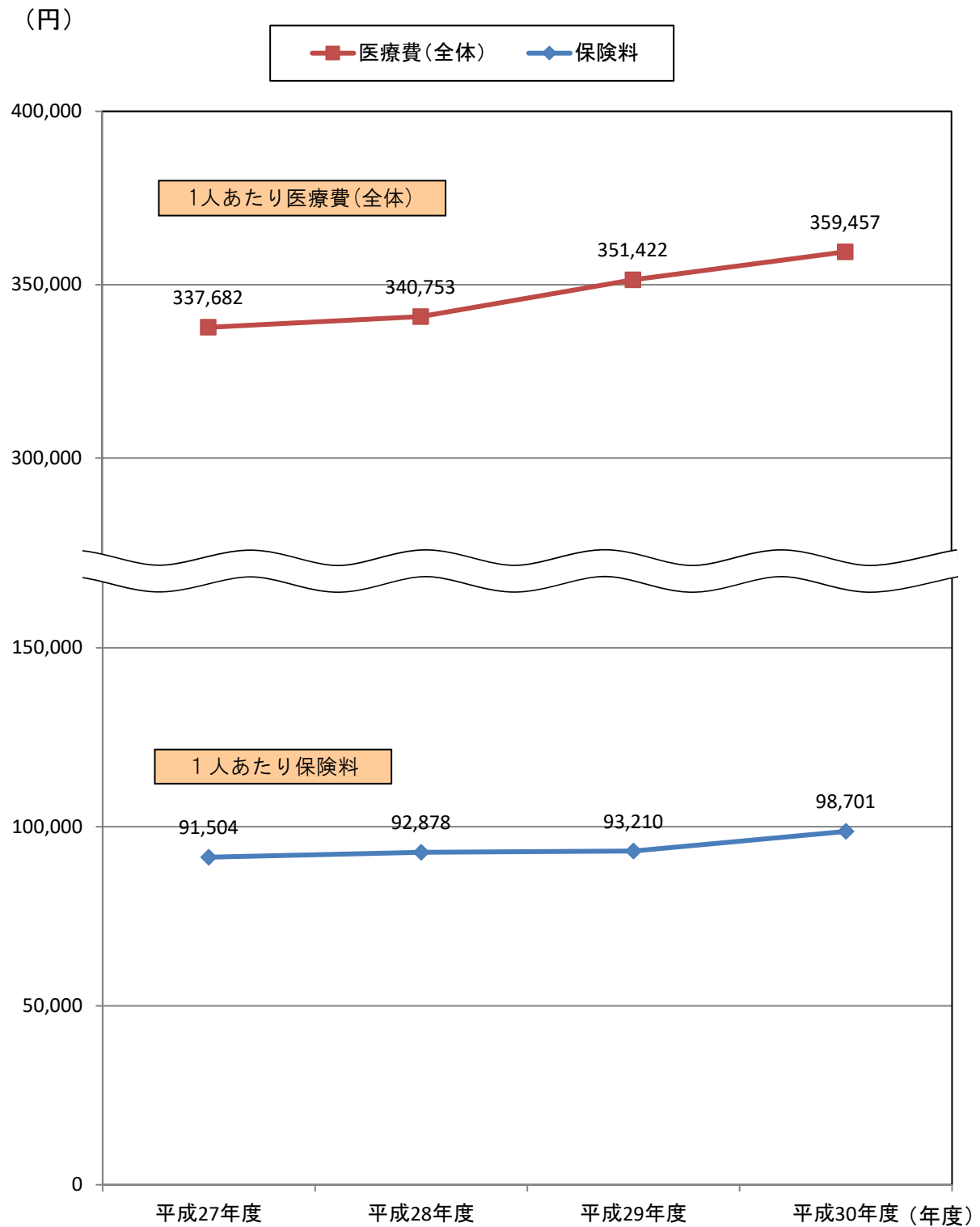
※ ()は平成29年度決算値

被保険者数の推移

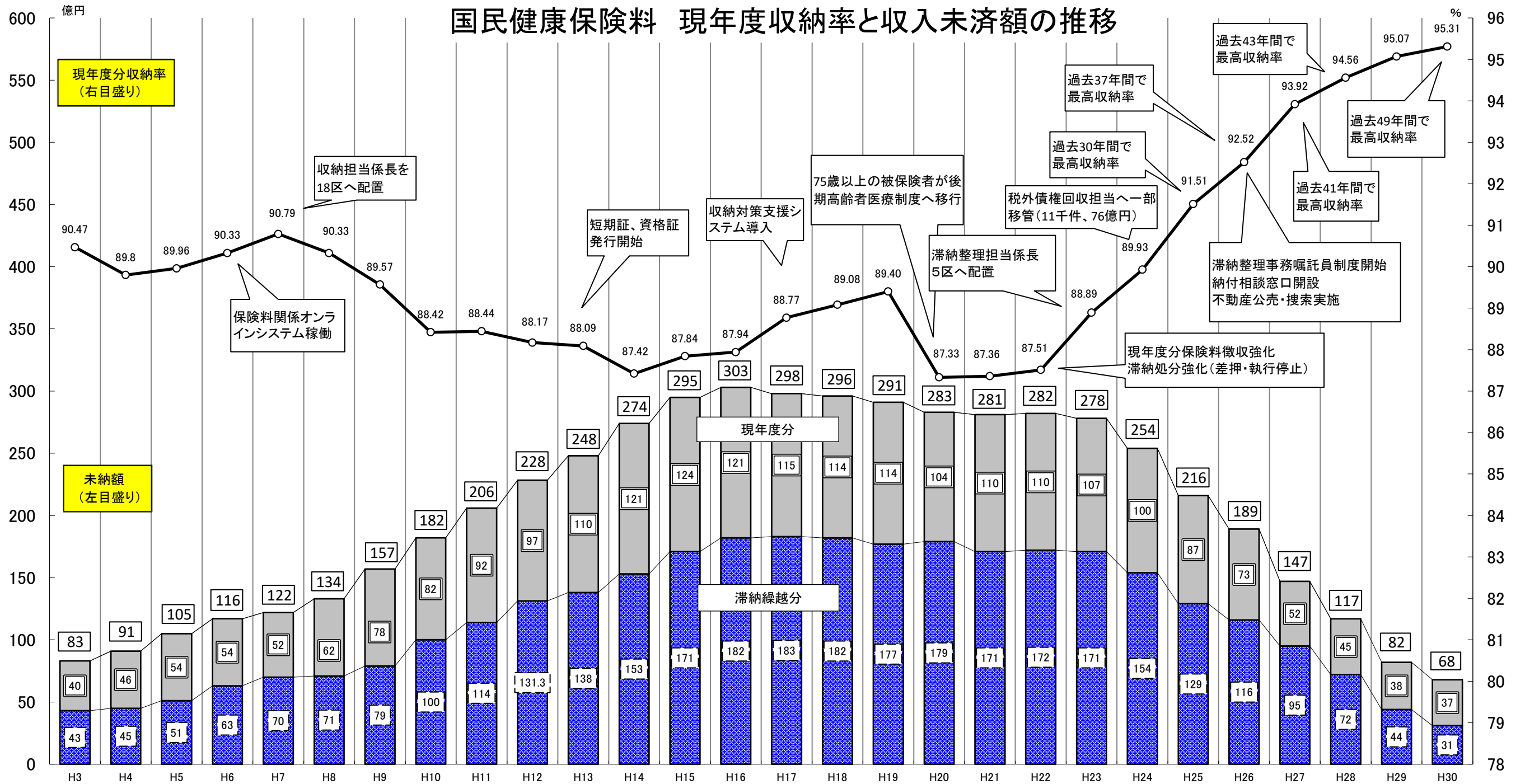
(人)



1人あたり医療費と保険料の推移



国民健康保険料 現年度収納率と収入未済額の推移



※棒グラフの上の数値は収入未済額(滞納額)を表しています。
 ※端数処理により、年度ごとの合計が一致しない場合があります。

年度

議事 3 第 2 期横浜市国民健康保険データヘルス計画の進捗状況について（報告）

本市国保の保健事業では、国保加入者の「健康寿命の延伸」、「医療費の適正化」、「医療費の削減」を図るため、横浜市国民健康保険データヘルス計画（平成 30 年度から令和 5 年度）を策定し、国保加入者の健康増進に取り組んでいます。

データヘルス計画の平成 30 年度実施結果及び令和元年度の取組状況を報告します。

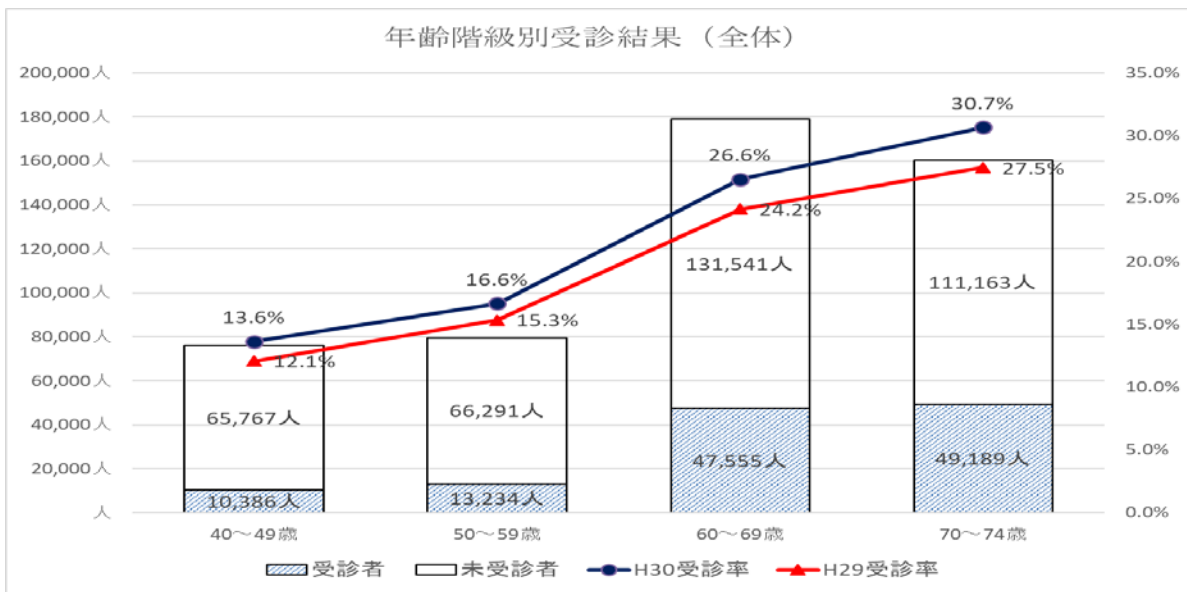
1 平成 30 年度特定健康診査（以下「特定健診」という）の実施

特定健診の受診率は **24.3%** となり、目標値 28.0% の達成ができませんでしたが、平成 29 年度より 2.4 ポイント上昇しました。受診率は 40～59 歳までの受診率は 10% 台と低い状況ですが、70～74 歳までの受診率は 30% を超えており、29 年度と比較すると全年齢において受診率が上昇しています。

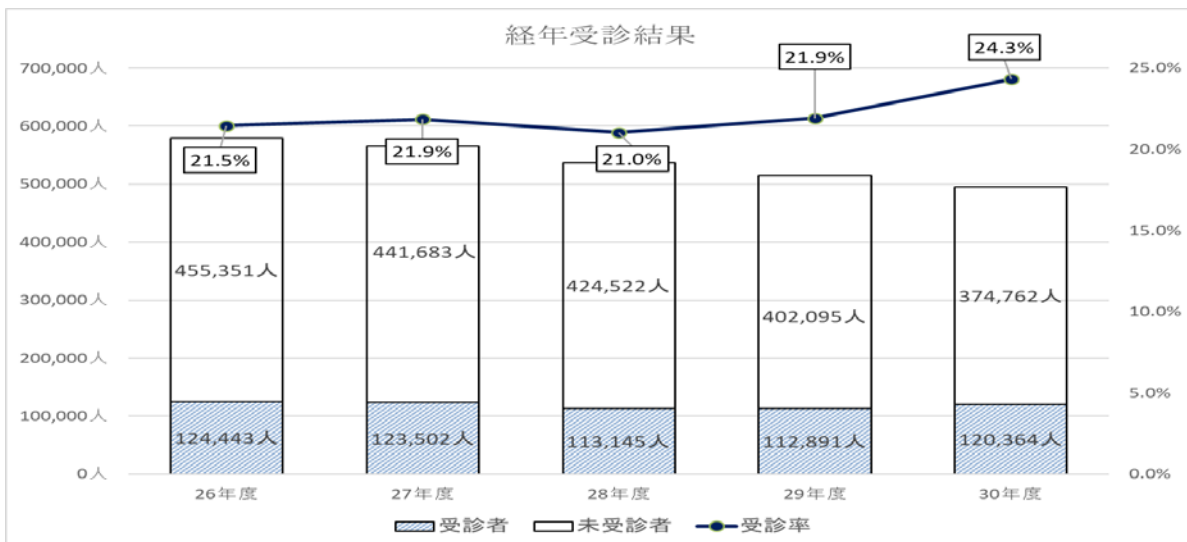
【平成 30 年度主な取組内容】

- ・自己負担額の無料化
- ・未受診者勧奨（はがき）91,681 件、（電話）40,026 件
 〈 H29 （ 〃 ） 97,389 件、（ 〃 ） 80,108 件〉

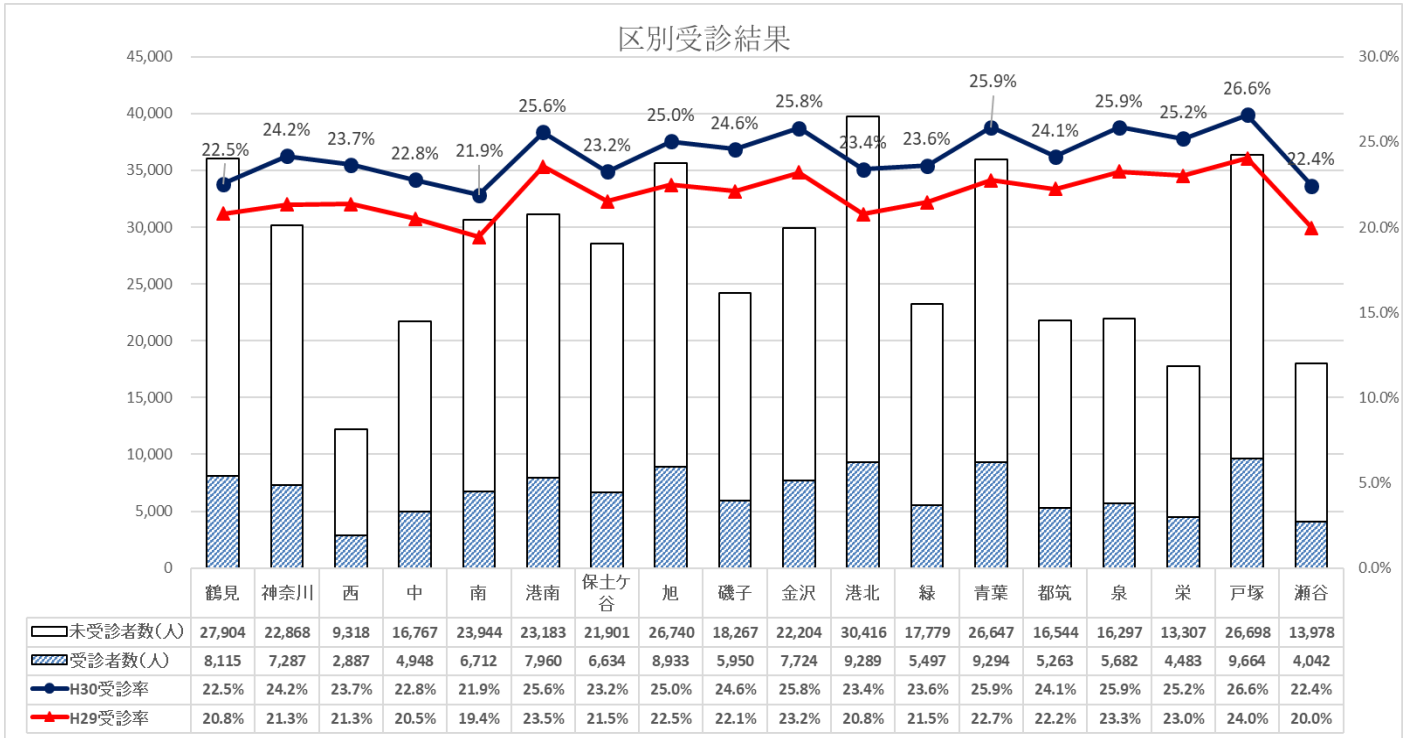
(1) 年齢階級別受診結果（30 年度法定報告）



(参考) 経年受診結果



(2) 区別受診結果 (30 年度法定報告)



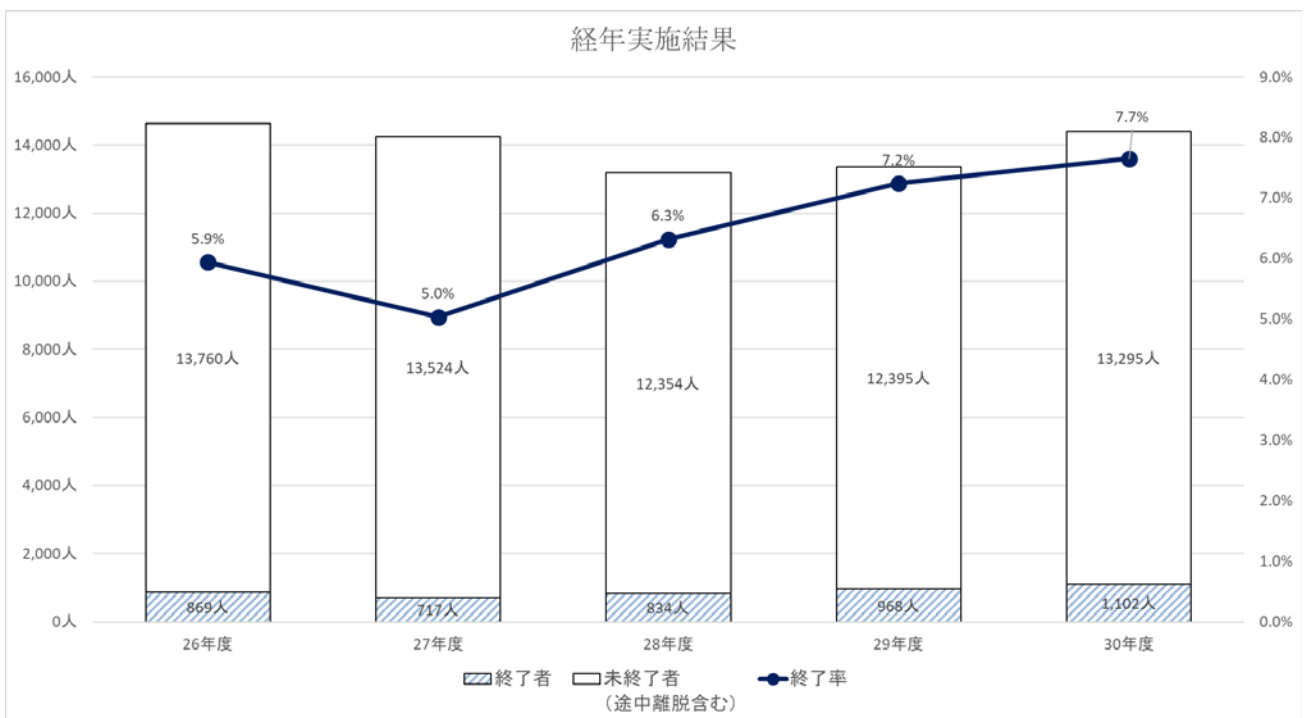
2 平成 30 年度特定保健指導の実施

特定保健指導の終了率は 7.7% となり、目標値 10.0% の達成ができませんでしたが、29 年度より 0.5 ポイント上昇しました。

【平成 30 年度分特定保健指導対象者への主な取組内容】

- ・ 特定保健指導未利用者電話勧奨・・・実施件数 1,018 件 (H29 : 603 件)
- ・ イベント型特定保健指導・・・開催回数 6 回、案内送付数 4,393 人、参加者数 210 人
 〈 H29 …… ” 4 回、 ” 6,286 人、 ” 188 人〉

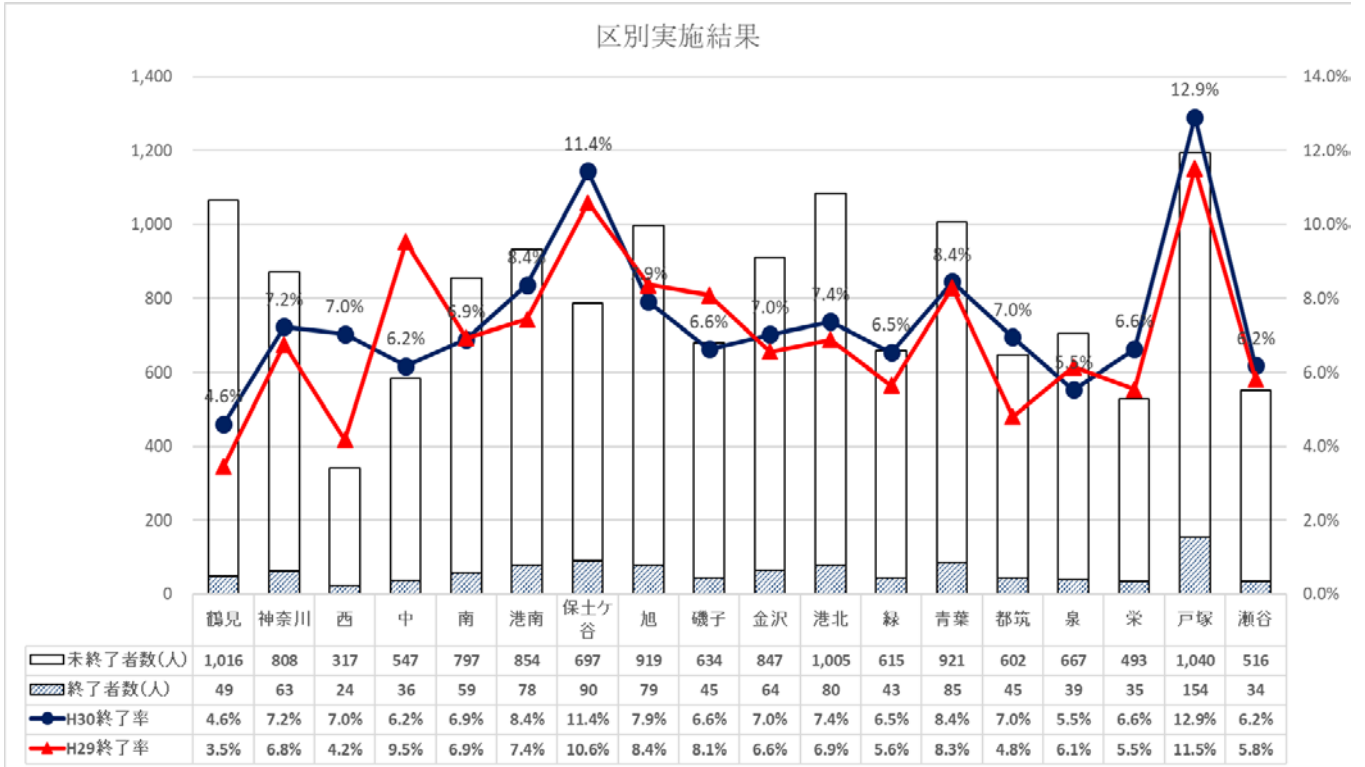
(1) 経年実施結果 (30 年度法定報告)



(2) 対象者内訳 (30 年度法定報告)

	男性			女性			合計		
	対象者	終了者	終了率	対象者	終了者	終了率	対象者	終了者	終了率
積極的支援	2,367人	73人	3.1%	613人	35人	5.7%	2,980人	108人	3.6%
動機付け支援	7,299人	579人	7.9%	4,118人	415人	10.1%	11,417人	994人	8.7%
合計	9,666人	652人	6.7%	4,731人	450人	9.5%	14,397人	1,102人	7.7%

(3) 区別実施結果 (30 年度法定報告)



3 その他保健事業

事業	事業概要	30年度実績	【参考】29年度実績
糖尿病性腎症重症化 予防事業 (①個別保健指導)	特定健診の結果、特定保健指導非該当者でHbA1c7.0%以上かつ eGFR60 未満の糖尿病治療中の方に対して、運動や食事等に関する個別保健指導を実施	保健指導案内者数：366人 参加者数：56人(15.3%) 終了者：—(未確定)	保健指導案内者数：285人 参加者数：65人(22.8%) 終了者：64人(22.5%)
糖尿病性腎症重症化 予防事業 (②未受診者勧奨)	特定健診の結果、特定保健指導非該当者でHbA1c7.0%以上かつ尿蛋白(+)以上、またはHbA1c7.0%以上かつ eGFR60 未満で糖尿病未治療の方に対して、医療機関への受診勧奨を実施	受診勧奨者数：75人 勧奨後受診者数：70人 (暫定値)	受診勧奨者数：132人 勧奨後受診者数：122人 (92.4%)
後発医薬品 (ジェネリック医薬品) 普及促進事業	先発医薬品から後発医薬品への変更を促すため、200円以上差額が発生する方に対し、差額通知を発送	発送数：181,460件 効果額：175,472,743円 普及率：73.1% (院内62.0%、院外74.8%) 対象薬効等：56薬効	発送数：179,662件 効果額：259,886,094円 普及率：68.4% (院内58.5%、院外69.9%) 対象薬効：13薬効
重複頻回受診対策事業	重複受診、頻回受診、多種・多量服薬を行う方に対して、通知・電話・面談等による指導を実施	通知・電話指導：246件 面談・訪問指導：5件	通知・電話指導：160件 面談・訪問指導：4件
医療費通知	保険制度の仕組み・役割の理解してもらい、医療費の抑制を図るため診療を受けた国保加入者に対して、年間の医療費を通知	発送件数：477,865件 (31年2月発送)	発送件数：493,210件 (30年3月発送)
国保健康だより	被保険者の健康増進及び医療費適正化を図るため、広報紙による啓発を実施します。	発送件数：451,623件 (平成31年3月発送)	

4 令和元年度の新規・拡充取組状況

(1) 特定健診受診率向上に向けた取組状況

- ア 早期受診キャンペーン（4月～9月に受診した方の中から抽選で1,000名に賞品をプレゼント）
- イ 特定健診未受診者の特性に合わせた勧奨通知（ナッジ[※]の活用）
対象者を7パターンに分け、対象者の特徴に合わせた効果的な文面で送付
- ウ 関係機関との連携
 - ・医師会と連携して健診機関の予約詳細情報をホームページに掲載（港北区・南区）
 - ・歯科医師会と連携して口腔ケアと生活習慣病に関する広報の拡充
 - ・薬剤師会と連携して薬局窓口にて早期受診キャンペーン周知カードの薬袋への封入、薬剤師からの受診勧奨（港北区・南区）
 - ・保健活動推進員等を通じたイベント等での特定健診普及啓発
- エ がん検診と合わせたごみ収集車の音声広報（通年）、バスでのデジタルサイネージ広報（7・10月）

〔 令和元年度特定健診受診率については、12月中旬以降に速報値が報告される予定 〕

(2) 特定保健指導終了率向上に向けた取組状況

- ア イベント型集団保健指導の拡充
特定保健指導未利用者を対象に、運動や栄養に関するテーマのイベントを開催
全10回（9月：参加者280人／6回、3月：4回（予定））
- イ 特定保健指導電話勧奨の拡充
利用券送付対象者の中から、保健指導による生活習慣改善の意欲が高い方に対し、電話勧奨を実施（年間：約2,000件）

〔 令和元年度特定保健指導終了率については、12月中旬以降に速報値が報告される予定 〕

※ナッジ（英語 nudge）：特定の決断や行動をするようにそっと説得・奨励することを意味し、規制や補助金などに大きく頼ることなく、行動科学の知見（心理学等）を活用しながら、市民等が望ましい行動をできるようサポートする手法。

特定健診対象者の分布推計(平成 30 年度実績)

特定健診未受診 (約 37.4 万人)		特定健診受診 (約 12.0 万人)	
<p>a 人間ドック受診者(約 20,000 人) (正確には、各層に分布します。)</p>		<p>← 受診率向上のイメージ</p> <p>特定健診として既に請求している者</p>	
<p>d 受診なし 約 82,900 人 (約 22%)</p>	<p>b 生活習慣病の受診あり 約 170,000 人 (未受診者の約 46%)</p>	<p>生活習慣病の受診あり 約 69,500 人 (受診者の約 58%)</p>	<p>受診なし 約 7,600 人 (約 6%)</p>
	<p>c その他受診のみ 約 121,000 人 (未受診者の約 32%)</p>	<p>その他受診のみ 約 42,800 人 (受診者の約 36%)</p>	

※KDB で算出された、一年で一度でも受診したことのある人数を記載しています。ただし、人間ドック受診者については、既に人間ドックのみなし健診を実施している他都市を参考に、特定健診として請求できそうな人数を推計しています。

【対象者分析と施策】

対象者層	施策
<p>a 人間ドックを受診しているが、横浜市に特定健診として請求がない層</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 人間ドックのみなし健診推進 ● 国保健康だより、受診券、ホームページ等での事業の周知
<p>b 生活習慣病で医療機関に通院しているが、健診を受診していない層</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● かかりつけ医からの受診勧奨 ● 薬局での受診勧奨 ● 国保健康だより等の広報による周知 ● 予約しやすい環境整備 ● 未受診者勧奨通知
<p>c 生活習慣病以外で医療機関に通院しているが、健診を受診していない層</p>	
<p>d 健診も医療機関も受診していない層</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 国保健康だより等の広報による周知 ● 予約しやすい環境整備 ● 未受診者勧奨通知 ● 早期受診キャンペーンの広報